

持続可能な超高齢福祉社会を目指して

For the Sustainable Super-Aged Welfare Society

岡崎 強

Tsuyoshi Okazaki

〈摘要〉

71%の高齢者は不安なく暮らしているとの現実は、実情に合っていないのではないか。生活に困窮した時に、安心であるかどうかを問うべきではないか。

生活保護を受けざるを得なくなった時に、誰でもが受給できるかどうかを検討した結果、かなり厳しい現実が待っていた。そこで生活保護に代わるものとして、スウェーデンの社会保障制度を参考とした。

〈キーワード〉 憲法第 25 条 生活保護制度 スウェーデンの社会保障制度

I. 超高齢福祉社会実現の条件

社会保障制度の見直し

① 生活保護制度の再考

今年度の高齢社会白書（平成 28 年度）によると、わが国の総人口は平成 27（2015）年 10 月 1 日現在、1 億 2,711 万人となり、高齢者の総人口に占める割合（高齢化率）は 26.7 % となった。4 人に 1 人以上ということになる。高齢者人口のうち、前期高齢者は 13.8% の割合で、後期高齢者は 1,641 万人で 12.9% の割合である。平成 29（2017）年には後期高齢者が前期高齢者を上回り、その後も増加傾向が続くものと見込まれている⁽¹⁾。

総人口が減少する中で、高齢者が増加することで、高齢化率は上昇し、平成 47（2035）年には 33.4% で 3 人に 1 人となり、72（2060）年には 39.4% に達して、国民の約 2.5 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者となる社会が到来すると推計されている。正しく Super-Aged Society となる。

次に、高齢者の家族と世帯についてみると、65 歳以上の高齢者のいる世帯は、平成 28（2016）年現在、世帯数は 23,572 千世帯と、全世帯（50,431 千世帯）の 46.7% を占めている。世帯構造に関しては、夫婦のみの世帯が約 3 割を占めており、単独世帯（25.3%）と合わせると、半数を超える状況である。特に 65 歳以上の一人暮らし高齢者の増加は顕著である。将来予測をみると、47（2035）年には、男性 16.3%、女性 23.4% とほぼ 4 割近

い高齢者が一人暮らしを余儀なくされる。

次に、高齢者の経済状況をみると、60歳以上の高齢者の経済的な暮らし向きについて、「心配ない」と「家計にゆとりはないが、それほど心配なく暮らしている」と感じている人の割合は、全体で71%となっている。ただ気になるのは、70~74歳の人達の暮らし向きをみると、「心配なく暮らしている」の割合が65%であり、「家計にゆとりはなく、多少心配がある」等と答えている人達が34%ほどになっている。

さて、これらの経済的な暮らし向きの結果について、私達はどのように考えたらよいのか。71%の高齢者（60歳以上を含む）が、心配なく毎日の生活を過ごしている。非常に平穏で平和な情景が浮かんできそうである。

社会の第一線からリタイヤーした65歳以上の高齢者を考えると、年金等で生活費を貰い、余分な出費があれば預貯金から費用を補い、ゆうゆう自適に近い生活を謳歌している様子を窮屈知ることができそうである。

けれどもこれらの状況は、私達の生活に何等かの変化、変容を引き起こさないと想定した場合のことであって、平穏な日々が継続し得るかどうか、全く予測し難いことと思われる。

現在受療中であり、また介護サービスを受けている人達も多いことと思われる。ただそれが現在の平穏な生活を脅かさない限りは、生活の心配なく暮らして行けるであろう。しかし問題は、『紀要第57号』の論文で指摘したように、単身世帯の年金受給額はかなり厳しい状況におかれているということ、また高齢者の貧困率は高く、中でも単身世帯の貧困率は極めて高い。高齢男性の貧困率は38.3%であり、女性は52.3%にも達する⁽²⁾。さらに、NHK取材班の「老後破産の現実」にかなりの反響が寄せられたことは、前論文で述べた通りで、年金だけでギリギリの生活を続けている状況を「老後破産」と位置づけている⁽³⁾。

藤田孝典氏は「生活保護基準相当で暮らす高齢者およびその恐れがある高齢者」を下流老人と呼び、いつ何時生活保護を受けざるを得ない高齢者の存在を指摘した⁽⁴⁾。

NHK取材班は「老後破産」に続いて、「老後親子破産」を取材し、一人暮らしの親の面倒をみるために、仕事を止めざるを得ず、当然収入はとだえ、親の年金で生活を余儀なくされる現実に直面している家族とか、仕事に従事しているが、親の容体が悪くなるにつれて、介護サービスを増やす必要性が増大するが、仕事を減らせば収入減となり、やむなく介護サービスの量を減らさざるを得ないとか、逆に働かない子どもが「ひきこもり」に陥ってしまうケースも珍しくないと言う。例えば、取材したある家族では、20年以上ひきこもっている40代の息子を抱えていた。ひきこもってからは、生活費用はすべて親が支払っていた。取材の中では、こうした中高年のひきこもりの子どもを持つ高齢の親の世帯が多いとのことで、長く家族の課題を抱えている家族ほど、“家族の事だから話したくない”と周囲にSOSを求めようとしないと言う⁽⁵⁾。

親子共倒れのリスクが高まっているにも関わらず、周囲には見えにくく、支援が届かない。そして取材班は、次のように言っている。「介護が必要な親と『シングル介護』で支える子どもが、寄り添って暮らすケースが増えている現状—団塊世代が高齢者の仲間入りをした今、非正規で働く団塊ジュニア世代が親を支えきれるのか—こうしたケースが急増する可能性も指摘されている。支え合って暮らす家族が『共倒れ』に陥らないために、制度の見直しを提起する一方で、私たちの社会が何ができるのか、考えていくべきなのだろう⁽⁶⁾。」

私達は 60 歳以上の高齢者のうち、71% の不安なく暮らしている人達がいることに満足していいのかどうか、きわめて疑問視せざるを得ない。何故なら、上述の例でみたように、71% の外側では生存権（生活権）もままならない生活困窮者が多数存在しており、また生活保護受給者の増加も見逃せない。さらに、71% の内側にいる人達でも、年金、医療、介護、その他の理由で、現在の安定した生活が崩壊し、生活に困窮した時に本当に安心であるのかどうか、皆目分からぬのが実情である。そのことを私達は問うべきであって、不測の事態がいつ何時生じるかは誰にも分からぬのである。病気や怪我等で入院したり、家庭で思わぬトラブルが生じたり、現在の介護サービスの量を増やすざるを得ない等で、思わぬ出費で家計が破綻したらどうなるのか。安心であったはずの生活基盤がもろくも崩れ、老後の生活不安が一気に広がってしまう。

そのためには、生活保護が私達の最低限度の生活を保障してくれるため、困窮に陥った私達はそれに頼る以外、他に方法がない。生活保護は私達の生存を維持し、将来的に自立を促す公的な生活保障の最後の砦であり、最低限度の生活水準以下で生活している人であれば、誰でも生活保護を受けられるものである。根拠としては、憲法第 25 条の生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める國の義務として、「すべて國民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と謳う。この第 25 条に基づいて、生活保護法第一条は、「この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基づき、國が生活に困窮するすべての國民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする」と明言している。

厳密に解釈すれば、この基準に合致するとすれば、誰もが保護を受けられる。超高齢福祉社会を維持して行くとすれば、現在の生活保護制度を存続させ、誰もが困窮に陥った場合、何時でも利用できる制度であることを周知徹底すべきである。憲法で明記され、具体化する法律が整備されているとするならば、私達は老後の生活を心配することなく、最低限度の生活を送ることができ、安心して残された人生を楽しむことができる。

けれども現実は楽しむ余裕があるのだろうか。例えば、「月約 9 万円の年金から 4 万 5,000 円のアパートの家賃と水道光熱費を支払うと、1 回の食事にかけられる費用は 200~300 円、3 カ月前に前立腺がんとわかったのですが、治療するお金がない。」(74 歳男性)とか、「1 日 1 食、たまには風呂の湯船につかりたい。」(60 代女性)などサンデー毎日の

連載「貧困老後」に寄せられた手紙や電話には、このような内容のものが多いと言う⁽⁷⁾。そして、サンデー毎日取材班によれば、高齢者の食卓が見切り品の野菜や缶詰だけだったり、節約のため電気を消して真っ暗な6畳1間で過ごしていたりと、切り詰めた生活をしている人が多かった。「希望がない」、「早く死ねればいいんだけれど」と何度も聞いた言葉は胸に深く突き刺さったと言う⁽⁸⁾。胸の痛くなる話である。

一方、「高齢期に入って経済的に困窮するのは『自己責任』である」という厳しい意見も少なからず寄せられたといい、現役時代にそれなりの蓄えをするべきだと。それに対して取材班は次のように反論している、「人生にリスクはつきものだ。失業、離婚、病気、そして最近では子の失業……。それらは誰の身にも起こりえて、そこから転落する人が増えているのだ。それを自己責任といっていいのだろうか。景気低迷や時代に合わなくなってきた年金制度、社会保障費削減などが生み出している構造的問題ではないかと取材を通じて感じている。」⁽⁹⁾

そして取材班の人達は、高度経済成長を追いかけることをやめ、一人暮らしの人々の増加、低成長といった現実の社会と向き合って、あらゆる人達の生存権を守れる社会にしなければならないと声高に述べている。

これには全く同感であり、現政権の推進する実体の乏しい期待感を煽る政策をやめて、少子超高齢社会を見据えた政策転換を図るべきではなかろうか。

さて、生活保護制度は憲法で保障された生存権を維持できなければ、誰でもがこの制度を利用できると述べたが、現実の運用は適性且つ有効になされているのだろうか。これまで生活保護をめぐって、様々な出来事があり、また様々なことが取りざたされてきたことは周知の事実である。例えば、不正受給の問題、自立とはほど遠い生活をしているとか、社会的に認め難い行為を行っているとか、このような一連の行為が真に生活保護を必要とする人達の大きな足かせとなって、生活保護制度に対して否定的な、また懐疑的な言動を助長する結果ともなっている。

また、行政側による水際作戦とか生活保護受給者に対するいやがらせ等が行われ、生活保護制度の本来的な機能が失われかねない状況がある。

今野氏の次の文章を見てみよう、「受給者に対する行政職員による執拗な圧迫、いじめが繰り返されて、精神病に追いつめられる。『審査』の際に車や家財の処分を求められて、ますます自立が困難になる相談者。最近では窓口に警察関係者が配置され、ケースワーカーは刑事まがいの尾行、捜査を行う。もちろん、これらの『捜査』には多額の税金が投入されている。遠大な労力が、貧困の削減や自立の促進ではなく、『救済すべき貧困者かどうか』を審判するために用いられているのである。」⁽¹⁰⁾ このように今野氏は自ら生活保護の相談を行いながら、現在の生活保護行政の指導のやり方に対して、強い疑問を投げかけている。

消費税引き上げの延期により、税と社会保障の一体改革が予定通り行われず、社会保障

費抑制の影響が様々な分野で現われ始めている。年金の減額、高齢者医療費の上昇、介護保険の自己負担額の上昇等々、利用者の負担が高まり、サービスの給付が減少するようなことが実施されようとしている。

このようなことが定着するとすれば、高齢者の日常生活は大きな打撃を受けることは必須であって、困窮に陥る高齢者、あるいは生活保護に頼らざるを得ない高齢者はますます増えてくるであろう。

厚生労働省が2016年11月2日に発表した8月の生活保護受給者の世帯が163万6,636世帯となり、過去最多を更新したと発表した。景気回復で雇用状況は改善しているが、高齢者単身世帯の受給が突出して増え続けている、と担当者は分析している。受給世帯の内訳をみると、高齢者が83万4,621世帯と全体の51.3%を占め、単身世帯は約9割に当たる75万6,320世帯となっている⁽¹²⁾。

そして、上述の社会保障費抑制策で、将来的には高齢者の生活保護受給者がさらに増えるのは避けられない。今野氏はそれに関連して次のように述べている、「生活保護の目的がただ『経費の削減』になることで、本来の『貧困の防止』が達成されず、日本社会の中に貧困層を生み出してしまい、かえって日本社会の安全や生産性を掘り崩していくということだ。」⁽¹³⁾

生活保護制度の本来の目標が、経費削減の名目の下で実現されず、最低限度の生活水準以下の生活を余儀なくされる貧困層が増え続けて行くであろう。朝日新聞は「隠れた貧困層」というテーマで、次のような記事を載せている。多くの高齢者は低年金で苦しんでいる。しかし、低年金の人でも生活保護を受けていない人達がいるとか、生活保護を受給すれば、衣食住の最低限のお金は支給されるが、生活保護を受けていない隠れた貧困層には、こうした恩恵はほとんど行き届かない。さらには、就労関連の指導・指示に従わなかつたとして、保護を停止・廃止された件数は全国で一年間約1千件を超えるとか、2013年度から、食費などの「生活扶助」の基準額が引き下げられ、物価下落の故に、13年から15年度に3段階で合計6.5%という大幅減になり、生存権が脅かされるとの訴えが受給者から発せられた⁽¹⁴⁾。

これらの事例は、ほんの一例かも知れない。しかし、全国各地で類似した例は多いのではないかろうか。

漂流する老人でみた自分の終いの住処を見つけられない人達、無料低額宿泊所、あるいは簡易宿泊所で質素に暮らさざるを得ない人達、最近はお泊りデイを利用する人達等、最低限度の生活水準あるいはそれ以下の生活水準で生活して行かざるを得ない人達が相当数にのぼるのではないか。

これまで戦後日本の経済発展を担ってきた人達が、予想だにできなかった自らの老後の悲惨な状況に、諦念と絶望感に打ち拉がれている。アメリカの発達心理学者エリクソンは、自我の発達を8段階で示し、人間最後の段階である老年期の目標として、自我の統合の概

念で表し、自己実現の最後の課題を統合性と考えた。しかし、その課題が達成されないと「絶望」という危機が訪れるとした。

本来、老年期は人の一生のうちで、最後のステージであって、その人なりの人格を形成し、独自の価値観を持った人間として、来るべき死や家族の行末を考えながら、これまでの歩みを回想し、残された人生を意義あるものとして、その終焉を受け入れるものであった。

けれども、統合の老年期でなく、絶望の老年期を迎えるを得ないとは、何と侘しく悲惨ではないか。住む家も、見慣れた家具もない、家族にも会えない、友人もいない、食事もままならない、医療、介護も十分に受けられない、等々、健康で文化的な最低限度の生活は誰にでも保障されたものではなかったか。人間の尊厳は何処に行ったのか。困窮に喘ぐ人々からこのような言葉が私達の耳に響いて来る。超高齢福祉社会を持続したものにして行くには、この現実を是非とも変化させる必要がある。

現実の制度を変えるといつても、財政の問題、年金制度、生活保護制度の見直しの問題等、根本は社会保障制度全般の見直しとなろう。11月に新たな年金法案が可決され、また、70歳以上の医療費が引き上げられる見通しであり、低年金者を始めとして、生活困窮者はますます貧困の度を増していくきそうである。

日経ビジネスは、消費増税延期による「社会保障の非常事態宣言」を出している。その中身をみると、わが国の社会保障は機能不全に陥りつつあるとしている。

例えば、支え手が減り、高齢者が増えれば年金財政は悪化する。そこで、今の高齢者から年金の伸びを抑制し、将来への影響を減らそうというわけである。

国民年金は将来、半分近くに減るのである。生活保護を受ける水準の貧困老人は今後増え、2050年代には高齢者全体の20%にも達するという。

大衆に迎合して、負担軽減を先送りしてきた結果、日本は世界的に見ても「低負担・高福祉」の国になっている。(図1)

今後、年金支給額が引き下げられることから、生活保護に依存する世帯の比率はさらに高まることは確実である⁽¹⁵⁾。

大衆迎合主義（ポピュリズム）に顔を向け、政権の延命を図って政治勢力を拡大していく今の政治状況では、社会保障制度についての真剣な議論は成立し難い。

さて、将来を見据えた時、私達の生活を守ってくれる防波堤は存在するのであろうか。最後の砦といわれた生活保護もこれまでの論述の通り、きわめて厳しいものがある。それではそれに代わるものとして、家族の絆か。これも経済の状況に左右されそうである。その他、地域の人達の協力はどうか。これもまとまりがない。

やはり国家の責任の下で、国民の生活を守っていかなければならない。それには先ず、生存権（生活権）をどのように確保できるかを考える。それを基軸にして、制度を考えていくことが求められるであろう。

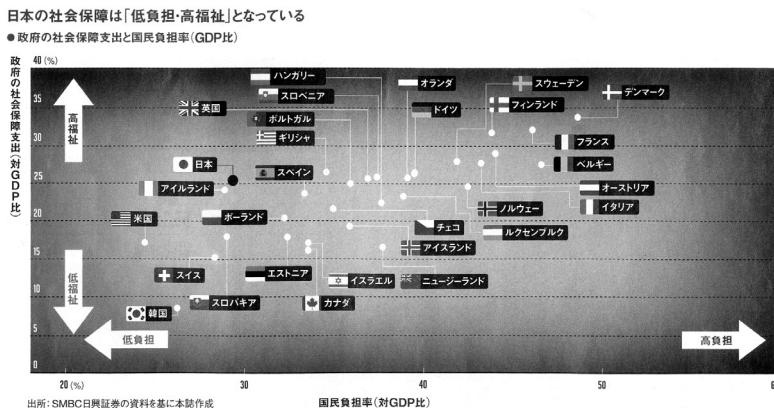


図1 日本の社会保障は「低負担・高福祉」となっている

(日経ビジネス 2016年6月27日号、32ページより)

一つの方向性として、「ナショナルミニマム構築」を目指すべきとする今野氏の提言に同意できる。即ち、「賃金にしても社会保障にしても、すべての人（あるいはマジョリティーにとって）一律の水準を設け、そのところで貧困への転落を防いでいくべきなのだ。それが、国民・住民の最低限の保障（ナショナルミニマム）の構築という政策戦略なのである。」⁽¹⁶⁾

現行の基礎年金をナショナルミニマムの水準に引き上げ、生活のベースを基礎年金が担って行く。生存権（生活権）を保障する憲法の理念に合致する制度となる。これは基礎年金を最低保障年金とする考え方方に近いが、財源をどのように確保するのか、現行の年金制度の改変につながる等で、一般の合意には至らなかった。

然しながら、これまでの考察から、現在の社会保障制度では、貧困化していく高齢者を救済するのはきわめて困難である。弥縫策を講じるのではなく、るべき社会保障制度を模索していくべきであろう。

② スウェーデンの社会保障制度

参考として、やはりスウェーデンの社会保障制度をモデルとすべきではなかろうか。全面的にわが国に応用できる訳ではないが、高齢者の老後生活を考えていく上で有益となろう。

今回、大熊由紀子氏の『「寝たきり老人」のいる国ない国』の著書を再度読んでみた。初版が1990（平成2）年であり、既に26年程の時間が経っているが、著書の内容は相変わらず鮮明である。1990年にわが国では「高齢者保健福祉推進十か年戦略」（ゴールドプラン）が開始され、同時に寝たきり老人ゼロ作戦を展開したが、相変わらず寝たきり老人は多いと言わざるを得ない。4分の1世紀も経てば、スウェーデンも相当の変化がみられるであろう。だが、基本は変わっていないように思われる。

スウェーデンは高福祉高負担の国家として知られている。当然、それを維持・持続させていくとすれば、十分な理由と根拠が存在するはずである。ここでは、スウェーデンに関する様々な文献から、そのことを考察する。

先ずスウェーデンの福祉国家の土台となっている理念的なものと、それと密接に結びついている価値観を見てみよう。よく言われるよう、スウェーデンの国家は「国民の家」になぞらえられる。社会民主党第二代党首、ペール＝アルビン・ハンソンが1928年に「国民の家」演説を議会で行って、漸進的に平等な社会を築いていく方針を示した。即ち、「国民の家」とは次のようなことを意味している、「国民が皆、家族のように自由かつ平等で、そうした国民相互の理解と連帯に基づくような国家あるいは社会のことである」と⁽¹⁷⁾。

家庭は家族全員を守るように、国も国民全員を守っていかなければならないということである。

それはスウェーデン人の価値観と呼ばれるものと連結している。一つは、「一人ひとりが自立して生きるべき」という徹底した個人主義と、「すべての人に、能力を高め、それを実際に発揮するための機会が平等に与えられていること」とする機会の平等主義の二つである⁽¹⁸⁾。生まれ、身分、性別等によって、教育や雇用の機会がゆがめられている場合、個人の力ではいかんともしがたい。社会全体でそれら不平等の機会を是正し、個人個人の機会の平等を実現し、各人の能力を伸ばしていこうというものである。

この理念と価値観に基づいて、高福祉高負担と言われるスウェーデンの社会保障制度が構築されてきた。当然、人生の途上に起こる失業、疾病、事故、離婚、退職等と言ったリスクに対応し得る社会保障制度であり、胎内から墓場までのライフサイクルに合致した社会保障の体系となっている。

スウェーデンの社会保障の基本として、低所得層だけを対象とした救貧的施策ではなく、国民全員に機会の平等を保障するためのユニバーサルな政策であり、所得移転（現金給付）の大部分が、所得の高い人が得をする所得比例型であることも大きな特徴といわれる⁽¹⁹⁾。

退職するに際して、現役時代にどの位の収入を得たかという収入の大小によって、年金の給付額が決定される所得比例型年金が老後の生活を支える。これはわが国の厚生年金、共済年金に類似したもので、努力した人にはそれに相当する恩恵が与えられる。

先ず、スウェーデンの年金制度を図2からみると、特徴的なものとして、現役時代の所得が少なかったために、所得比例年金や積立年金から支給される年金が少ない人を下支えする最低保障年金がある。それは所得比例年金と積立年金の給付額が、一定水準を下回るときに、その不足分を補ってくれる⁽²⁰⁾。

この最低保障年金は、わが国でいえば健康で文化的な最低限度の生活水準を意味すると考えてよいであろう。財源は年金保険料でなく国税である。この最低保障年金により、老後の貧困に悩まされることもない。

わが国の下流老人、老後破産家族、あるいは漂流する老人等の姿は見当たらないのでは

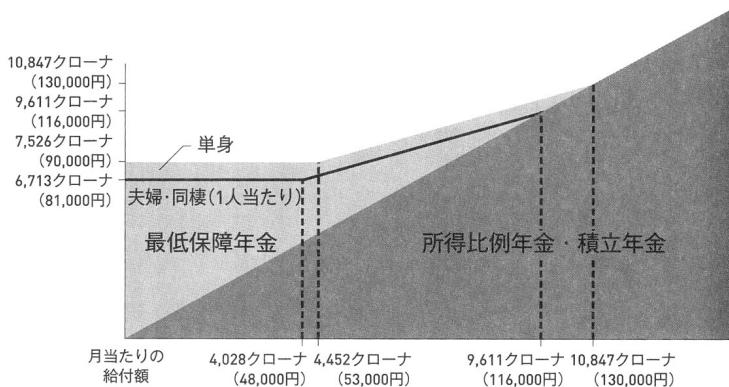


図2 スウェーデンの年金制度

(注) 図から分かるように最低保障水準は常に一定ではなく、4,000 クローナを超えるあたりから若干上昇する。これは、旧年金制度との整合性を保ったり、就労インセンティブに対する阻害を抑えるためである。
(湯本健治・佐藤吉宗『スウェーデン・パラドックス』181 ページより)

ないか。高齢者向けの生活保護に関していえば、高齢の低所得者の主な収入源は最低保障年金となるが、満額支給はスウェーデンに40年間居住した場合であり、それ以外は減額となる。住居費は住宅手当で賄うことができても、不足する生活費が生活保護として支払われ、妥当な生活水準が確保されるという⁽²¹⁾。

2009年時点で高齢者向けの生活保護の給付を受けているのは、65歳以上の高齢者の0.8%であり、2010年のスウェーデンの人口が9,422千人で、65歳以上の高齢者人口は1,737千人とすると、生活保護受給者は13,896人となる。

そして、家賃支払いの余裕がない低所得者の生活を支援するための高齢者向け住宅手当があり、高齢者向け住宅は完備されている。劣悪な住居に住まざるを得ないわが国の低所得高齢者とは、きわだった違いである。

ここでスウェーデンの社会保障制度の4つの柱を見てみよう。

スウェーデンの社会保障の中心は、(2) の社会サービスの現物給付と(1) の社会保険による所得比例型の所得移転であることが、図3よりみてとれる。そして、社会サービスの現物給付は、住民一人ひとりのライフサイクルに応じて、育児や学校教育、医療や高齢者福祉・障害者福祉のサービスを無料、もしくはわずかな自己負担で提供することで、機会の平等を保障している。そして(3) の定額の所得移転が、それを現金の直接的な給付によって補完している⁽²²⁾。

税負担や社会保障負担の大部分は、低所得者にも一定の率で課せられるフラットな定率負担によるものであるという。定率負担といっても、高所得者の支払う税金等は低所得者に比べれば、当然高額のものとなる。

次に高福祉高負担を支えるものが、スウェーデンモデルと呼ばれる。簡単にいえば、資本主義的な生産方式と社会主义的な分配方式を取り入れた混合型経済組織であり、効率的

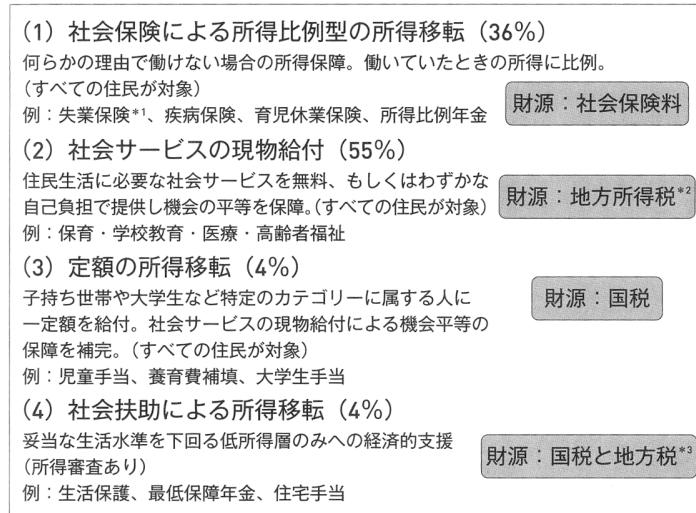


図3 スウェーデンの社会保障制度の4つの柱

(注) カッコ内の数字は、社会保障支出に占める割合。

*1：失業保険は任意加入であり、失業保険基金は労働組合が管理しているが、財源の大部分は社会保険料から補填されている。

*2：大学教育は、看護師教育などを除けば国の管轄であり、国税が財源。

*3：生活保障は地方税、最低保障年金と住宅手当は国税。

(湯元健治・佐藤吉宗『スウェーデン・パラドックス』162ページより)

な資源配分と富の公正なる配分を行って、所得の平等化を実現させていこうというものである。

本来、社会民主主義が目指した福祉国家のあり方は、完全雇用と分配の公正ということで、経済活動の自由と所得の平等を通じて、国民の生活水準を高めようとするもので、スウェーデンモデルも同じ範疇に属する。

最後に、ノーマリセーリング（ノーマライゼーション）についてみてみる。

スウェーデンを含めて、北欧の福祉の理念と言われ、世界各国に拡大した。人はすべて障害のある、なしに関わらず平等であり、日常の生活を通常に送れるような社会を目指して行くべきとした。

人と違っていること、又、人と同じでないことがノーマルであり、同じでないからこそ、その人の生活流儀も違うことがノーマルなのである。そのようなことが普通に行えるような社会こそ、ノーマライズされた社会であるといえる。そのことをスウェーデンの人達は普通のこととして受け入れている。

次のようである、「どんな立場の人であっても『等しく社会に参加でき、普通に暮らす権利がある』という考えが、スウェーデン社会の根幹にあり、そういった考え方は呼吸をするのと同じように当たり前で、自然なことなのだ。しかも、その考えをスウェーデンの人々は徹底して実践しているのである。」⁽²³⁾

このような考え方の下で、例えば、高齢者こそ町の中心で生活すべきであるとか、高齢者の自立をサポートするため、在宅ケアを充実すべきであるとか、認知症の高齢者のためのグループホームをつくるべきであると言ったことが、次々と実行に移されてきた。

そして、認知症の高齢者に対して、次のようなことが言われる。即ち、認知症の高齢者の居場所に関しても、快適なものでなくてはならない。建物は介護の一部なのですと⁽²⁴⁾。

③ おわりに

スウェーデンの福祉国家は、歴史を積み重ね、時間をかけて築かれた。その体制を堅固に守ろうとする国民の意志は強固なように思われる。高福祉高負担の背景には、連帯の精神が存在し、高い税金を払う代りに生活の保障が約束されている。特にお金を貯めなくても、見返りは保障されており、生涯の安心を手に入れるわけである。

スウェーデンの国民負担率は 64.8%（2007 年の統計）であり、わが国は 39.0%（2010 年）である。そして、前論文でも述べた通り、わが国の社会保障は高齢世代に偏った「人生後半の社会保障」であるのに対して、スウェーデンは現役世代への給付も手厚いものとなっている。国民全員に対して、平等なる恩恵が与えられている。

病気の時には、年齢と無関係に治療がなされ、わが国にみられる「高齢者医療制度」等は見当たらない。また、介護サービスについても住民全員を対象としたサービスであり、所得や資産に関係なく、公平な利用が保障されている。（スウェーデンでも介護の人材不足に悩まされているという）。

そして、失業者等に対しては、積極的労働市場政策を実施して、職業訓練、リカレント・プログラムを行いながら、職業への道を広げ、貧困層を作らないような対策を講じている。

育児、教育、雇用、年金、医療、介護、等々に渡って、スウェーデンの社会保障は完璧でないにしても、国民の生活保障は十分になされている。

わが国のような忍び寄る老後の生活不安はみられない。憲法第 25 条を尊守するなら、スウェーデンの社会保障制度を大いに参考すべきものと思われる。

【引用・参考文献】

- (1) 内閣府編『高齢社会白書』(平成 28 年版)、2016 年、日経印刷株式会社、(2~17 ページ参考)
- (2) 『名古屋経営短期大学紀要』第 57 号、2016 年、名古屋経営短期大学学会、82 ページ
- (3) 同上、83 ページ
- (4) 藤田孝典『下流老人一億総老後崩壊の衝撃』2015 年、朝日新聞出版、22~3 ページ
- (5) NHK スペシャル取材班『老後親子破産』、2016 年、講談社、190 ページ
- (6) 同上、217 ページ
- (7) サンデー毎日取材班『今なら間に合う脱・貧困老後』、2016 年、毎日新聞社、186 ページ
- (8) 同上、186~7 ページ

- (9) 同上、187 ページ
- (10) 今野晴貴『生活保護—知られざる恐怖の場面』2013 年、筑摩書房、007 ページ
- (11) 同上、164 ページ
- (12) 8 月の生活保護受給、過去最多＝高齢単身世帯が増加続く－厚労省（時事通信）
<http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20161102-00000035-jij-pol>
- (13) 今野、前掲書、164 ページ
- (14) 朝日新聞朝刊、2016 年 9 月 28 日～10 月 1 日
- (15) 『日経ビジネス 社会保障 非常事態宣言 増税延期の罪』、2016 年 6 月 27 日号 (No. 1847)、B 経
BP 社、31～39 ページ参考
- (16) 今野、前掲書、223 ページ
- (17) ベール・ブルマー & ピルッコ・ヨンソン、石原俊時訳『スウェーデンの高齢者福祉—過去・現在・
未来—』2005 年、新評論、92～3 ページ
- (18) 湯元健治・佐藤吉宗『スウェーデン・パラドックス』、2013 年、日本経済新聞出版社、156～7 ページ
- (19) 同上、164 ページ
- (20) 同上、180 ページ
- (21) 同上、187～8 ページ
- (22) 同上、163～4 ページ
- (23) 田中一正『北欧のノーマライゼーション エイジレス社会の暮らしと住まいを訪ねて』、2008 年、
TOTO 出版、14 ページ
- (24) 同上、61 ページ

参考文献

- ① 大熊由紀子『「寝たきり老人」のいる国ない国』、1990 年、ぶどう社
- ② 岡沢憲美『スウェーデンの挑戦』、1991 年、岩波書店
- ③ 杉村宏編『格差・貧困と生活保護—「最後のセーフティネット」の再生に向けて』、2007 年、明石書店
- ④ 神野直彦『「分かち合い」の経済学』、2010 年、岩波書店
- ⑤ 朝日新聞経済部『ルポ 老人地獄』、2015 年、文芸春秋